

# 家庭のバロメーター

## 申告と納税は私たちの義務

みなさんの納めた税金は、国・県や町がいろいろな事業を行っていくうえで、各分野にわたって有効に活用されています。そこで、税の申告時期を迎えまして、その手続き等についてお知らせします。みなさんも、この機会にあなたの平成2年の家庭がどのようなになっていたのかお考えいただければと思います。

### 所得税と町県民税の申告は正しくお早目に

今年も所得税、町県民税の申告時期を迎え、町では3月1日から15日まで税の申告相談を行います。

この申告は平成2年中の所得を申告するもので、平成2年分の所得税、平成3年度の町県民税、国民健康保険税などの課税基礎となります。

申告書がお手元に届きましたら必ず申告書を提出してください。(年金収入や扶養されている人も提出してください。)

#### 申告相談日時

3月1日～15日  
午前9時～午後4時

(第1・3土曜日は午前11時)

#### 申告相談会場

役場第1・2会議室

#### 申告相談時に持参するもの

- 事業所得(営業・農業等)の方は収入金額や、必要経費のわかる売上伝票、帳簿類、通帳等と償却資産関係のわかるもの
- 勤労者のかたは源泉徴収票
- 借地等のあるかたは、その領収書
- 生命保険料及び個人年金支払証明書
- 損害保険料支払証明書
- 小規模企業共済掛金支払証明書
- 障害者手帳
- 国民健康保険証
- 印かん
- その他申告に必要なもの

また、2月16日から28日まで税務課で相談に応じます。

## パートや内職などの税

### ●所得税

#### ▶パート収入

パート収入は、通常、給与所得になります。

パートの年収が100万円以下ですと給与所得控除額(最低65万円)を差し引いた残額が基礎控除(35万円)以下となりますので、所得税はかかりませんし、配偶者控除を受けることもできません。

#### ▶内職などの収入

内職などの収入は、収入から必要経費を差し引いた残りが事業所得または雑所得となります。ただし、次のいずれにも当てはまる人については、必要経費として65万円(収入金額が限度)を差し引くことができます。①家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人など、特定の人に対して継続して労務の提供をする人。②事業所得及び雑所得の必要経費と給与所得の収入金額の合計が65万円に満たない人、したがって、収入が内職だけの場合は、パート収入と

同様に年収が100万円以下ですと所得税はかかりませんが、配偶者控除を受けることもできません。

### ●住民税

パートや内職(家内労働者等)の年収が99万円以下ですと給与所得の金額が住民税の非課税限度額(34万円)以下となりますので、住民税もかかりません。

### パートや内職などの税

パートや内職の収入	夫の所得から配偶者控除が	自分自身に	
		所得税が	住民税が
99万円以下	受けられる	かからない	かからない
99万円超 100万円以下	受けられる	かからない	かかる
100万円超	受けられない	かかる	かかる

※ 住民税は平成3年度分